

大田区景観条例施行規則を公布する。

平成 25 年 3 月 28 日

大田区長 松 原 忠 義

大田区規則第 56 号

大田区景観条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）及び大田区景観条例（平成 25 年条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法、省令、条例及び法第 8 条第 1 項の規定により区が定める景観計画において使用する用語の例による。

(景観計画の変更に係る軽微な変更)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項の変更

(景観計画区域の区分等)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項の規定による景観計画区域の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住環境保全市街地
- (2) 住環境向上市街地
- (3) 拠点商業市街地
- (4) 地域商業市街地

- (5) 住工調和市街地
- (6) 産業促進市街地
- (7) 幹線道路沿道市街地

2 条例第 10 条第 3 項の規定により定める景観形成重点地区は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空港臨海部景観形成重点地区
- (2) 国分寺崖線景観形成重点地区
- (3) 多摩川景観形成重点地区
- (4) 呑川景観形成重点地区

(景観計画区域における行為の届出等)

第 5 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出は、景観計画区域における行為の届出書（別記第 1 号様式）により行わなければならない。

2 前項に規定する届出は、別表第 1 の左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる手続に係る同表の右欄に掲げる届出日（2 以上の手続を行う場合は、最初に到来する届出日）までに行うものとする。

3 第 1 項に規定する届出を行うときは、景観計画で定める法第 8 条第 4 項第 2 号に規定する制限に対する措置状況を記載した書類を添付しなければならない。

4 条例第 11 条第 2 項に規定する行為に係る第 1 項に規定する届出を行うときは、前項に規定する書類とともに次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合にあつては、当該行為の規模に応じて、区長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

5 省令第 1 条第 2 項第 1 号ニに規定する彩色が施された 2 面以上の立面図は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に規定する日本工業規格 Z 8721 に定める色相、明度及び彩度の 3 属性の値（以下「マンセル値」という。）を表示したものでなければならない。

（届出を要しない行為等）

第 6 条 条例第 11 条第 3 項第 2 号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

(1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの

(2) 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの

(3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）

その他これらに類するもの

(4) 橋りょうその他これに類する工作物で運河、河川等を横断するもの

(5) 墓園その他これに類するもの

2 条例第 11 条第 3 項第 2 号に規定する規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる行為 別表第 2 の左欄に掲げる条例第 10 条第 1 項の規定による景観計画区域の区分又は景観形成重点地区（以下「市街地等」という。）ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる届出を要しない行為の規模

(2) 法第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる行為 別表第 3 の左欄に掲げる市街地等における同表の中欄に掲げる工作物の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる届出を要しない行為の規模

(3) 法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 13 項に規定する開発区域(以下「開発区域」という。)の面積が 3,000 平方メートル未満のもの

(4) 条例第 11 条第 2 項各号に規定する行為 別表第 4 の左欄に掲げる市街地等における同表の中欄に掲げる行為ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる届出を要しない行為の規模

(届出に係る要件の特例)

第 7 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出に係る行為を行う土地の区域が市街地等の 2 以上の区域にわたるときは、当該届出に係る行為を行う区域に含まれる土地の面積が最大である市街地等の区域に当該届出に係る行為を行う区域があるものとみなす。

(景観計画区域における行為の変更の届出)

第 8 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、景観計画区域における行為の変更届出書(別記第 2 号様式)により行わなければならない。

(事前協議)

第 9 条 条例第 13 条に規定する事前の協議は、景観計画区域における行為の事前協議書(別記第 3 号様式)により行わなければならない。

2 第 5 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前項に規定する事前の協議について準用する。

3 第 1 項に規定する事前の協議は、法第 16 条第 1 項の規定による届出を行う日の 60 日前までに行わなければならない。ただし、特定大規模建築物等(高さ 45 メートル以上又は延べ床面積 10,000 平方メートル以上の建築物、高さ 45 メートル以上の工作物、開発区域の面積が 5,000 平方メートル以上の開発行為その他区長が必要と認めるものをいう。)に係る行為にあつては、法第 16 条第 1 項の規定による届出を行う日の 90 日前までに行わなければならない。

(行為完了の報告)

第10条 条例第14条の規定による報告は、景観計画区域における行為の完了報告書(別記第4号様式)により行わなければならない。

(勧告)

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 条例第16条第2項に規定する意見は、勧告に対する意見書(別記第6号様式)により行わなければならない。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第12条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域における行為の通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の通知について準用する。

(変更命令等)

第13条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(別記第8号様式)により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(別記第9号様式)により行うものとする。

3 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記第10号様式)による。

(期間の延長)

第14条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第15条 法第20条第1項及び第2項並びに法第29条第1項及び第2項の規定による提案は、指定提案書(別記第12号様式)により行わなければならない。

(景観重要建造物等の非指定の通知)

第16条 法第20条第3項及び法第29条第3項の規定による通知は、非指定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第17条 法第21条第1項の規定による通知は、指定通知書(別記第14号様式)に、省令第8条第1項第6号に規定する事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

2 法第30条第1項の規定による通知は、指定通知書(別記第14号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の標識の設置)

第18条 法第21条第2項及び法第30条第2項に規定する標識は、景観重要建造物等の所有者等と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更許可の申請等)

第19条 法第22条第1項及び法第31条第1項に規定する許可の申請は、景観重要建造物等の現状を変更しようとする日の60日前までに、現状変更許可申請書(別記第15号様式)により行わなければならない。

2 区長は、法第22条第1項及び法第31条第1項の規定により許可したときは、現状変更許可書(別記第16号様式)により通知するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復等命令)

第20条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、原状回復等命令書(別記第17号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第21条 条例第18条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物を毀損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

2 条例第 18 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木が滅失又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木を枯死させるおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要建造物等の滅失又は毀損等の届出)

第22条 条例第 19 条の規定による届出は、景観重要建造物等の全部若しくは一部が滅失し、又は毀損（景観重要樹木にあっては、枯死）した事実を知った日から 10 日以内に、滅失・毀損等届出書（別記第 18 号様式）により行わなければならない。

(景観重要建造物等の所有者等の変更の届出)

第23条 条例第 20 条第 1 項の規定による届出は、所有者等変更届出書（別記第 19 号様式）により行わなければならない。

2 条例第 20 条第 2 項の規定による届出は、氏名等変更届出書（別記第 20 号様式）により行わなければならない。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告)

第24条 法第 26 条及び法第 34 条の規定による命令は、管理に関する命令書（別記第 21 号様式）により行うものとする。

2 法第 26 条及び法第 34 条の規定による勧告は、管理に関する勧告書（別記第

22号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除)

第25条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知及び法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、指定解除通知書(別記第23号様式)により行うものとする。

(景観資源の選定)

第26条 条例第21条第1項に規定する規則で定める物件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 坂道、海、河川、運河、道路、文化財、公園、緑地、鉄道その他これらに類するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に資するとして区長が特に認めたもの

2 区民は、良好な景観の形成に資すると認められる物件及び当該物件を含む区域(以下「物件等」という。)を、景観資源として選定するよう区長に推薦することができる。

3 前項の規定による推薦は、景観資源推薦書(別記第24号様式)に、次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(1) 物件等の敷地及び位置並びに敷地の周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

(2) 道路その他の公共の場所から撮影した物件等の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

(景観協定の認可の申請等)

第27条 法第81条第4項に規定する認可に係る申請は、景観協定認可申請書(別記第25号様式)により行わなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請について認可をしたときは、景観協定認可決定

通知書（別記第 26 号様式）により通知するものとする。

（景観協定の変更又は廃止の認可の申請等）

第28条 法第 84 条第 1 項又は法第 88 条第 1 項に規定する認可に係る申請は、景観協定変更（廃止）認可申請書（別記第 27 号様式）により行わなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請について認可をしたときは、景観協定変更（廃止）認可決定通知書（別記第 28 号様式）により通知するものとする。

（大田区景観審議会）

第29条 条例第 24 条第 5 項の規定により区長が委嘱する審議会の委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 学識経験のある者 6 人以内
- （2） 関係団体の構成員 5 人以内
- （3） 区民 3 人以内

（審議会の運営）

第30条 審議会には、会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長は、前条第 1 号の委員のうちから、委員の選挙によりこれを定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 審議会は、会長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

7 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 審議会には、専門の事項の調査検討を行わせるため、専門部会を置くことができる。

- 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 10 会長は、審議会の議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 11 審議会の議事録は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 12 審議会の庶務は、まちづくり推進部まちづくり管理課において処理する。

(大田区景観アドバイザー)

第31条 条例第25条に規定する大田区景観アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出に係る指導、誘導、技術的支援等に関すること。
- (2) 公共施設の整備に係る助言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

2 大田区景観アドバイザーの要件、人数その他の必要な事項は、区長が別に定める。

(委任)

第32条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

届出対象行為の届出日

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第16条第1項第1号に規定する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
		第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
		第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
		第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第17条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請	申請の日の30日前
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）	第116条第1項の規定による許可の申請	申請の日の30日前
	行為の着手		着手する日の30日前

法第16条第1項第2号に規定する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（都市計画法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。）	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第3号に規定する都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項の規定による開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日の30日前
条例第11条第2項第1号に規定する土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	鉱業法（昭和25年法律第289号）	第63条第2項の規定による施業案の認可の申請	申請の日
	採石法（昭和25年法律第291号）	第33条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	河川法（昭和39年法律第167号）	第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可の申請	申請の日
		第26条第1項の規定による河川区域内の土地等における工作物の新築等の許可の申請	申請の日
		第27条第1項の規定による河川区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
		第55条第1項の規定による河川保全区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年	第47条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
		第48条第1項の規定による土地の形質を変更する行為	申請の日

	東京都条例第216号)	の許可の申請	
	行為の着手		着手する日の30日前
条例第11条第2項第2号に規定する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）	第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
		第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前
条例第11条第2項第3号に規定する水面の埋立て又は干拓	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）	第2条第2項の規定による埋立の免許の願書の提出	提出の日
	行為の着手		着手する日の30日前

別表第2（第6条関係）

法第16条第1項第1号に係る届出を要しない行為の規模

市街地等		届出を要しない行為の規模
条例第10条第1項の規定による景観計画区域の区分	住環境保全市街地	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第2条第1項第4号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）が1,000平方メートル未満のもの
	住環境向上市街地 地域商業市街地 住工調和市街地 産業促進市街地	延べ面積が2,000平方メートル未満のもの
	拠点商業市街地	令第2条第1項第6号に規定する建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が30メートル未満で、かつ、延べ面積が2,000平方メートル未満のもの
	幹線道路沿道市街地	建築物の高さが20メートル未満で、かつ、延べ面積が2,000平方メートル未満のもの
景観形成重点地区	空港臨海部景観形成重点地区	建築物の高さが15メートル未満で、かつ、延べ面積が2,000平方メートル未満のもの
	多摩川景観形成重点地区	建築物の高さが15メートル未満で、かつ、延べ面積が1,000平方メートル未満のもの
	呑川景観形成重点地区	建築物の高さが10メートル未満で、かつ、延べ面積が1,000平方メートル未満のもの

別表第3（第6条関係）

法第16条第1項第2号に係る届出を要しない行為の規模

市街地等		工作物の種類	届出を要しない行為の規模
条例第10条第1項の規定による景観計画区域の区分	住環境保全市街地	第6条第1項第1号に掲げる工作物	工作物の地上に露出する部分の最高部と地盤面（建築物の上に築造される工作物（建築設備を除く。）にあっては当該工作物を設置する部分）との差（この表において「工作物の高さ」という。）が10メートル未満のもの
		第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物	工作物の高さが10メートル未満で、かつ、建築基準法施行令第2条第1項第5号の築造面積（この表において「築造面積」という。）が1,000平方メートル未満のもの
		第6条第1項第4号及び第5号に掲げる工作物	全てのもの
区域の区分	住環境向上市街地 地域商業市街地 住工調和市街地 産業促進市街地 幹線道路沿道市街地	第6条第1項第1号に掲げる工作物	工作物の高さが20メートル未満のもの
		第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物	工作物の高さが20メートル未満で、かつ、築造面積が2,000平方メートル未満のもの
		第6条第1項第4号及び第5号に掲げる工作物	全てのもの
区域の区分	拠点商業市街地	第6条第1項第1号に掲げる工作物	工作物の高さが30メートル未満のもの
		第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物	工作物の高さが30メートル未満で、かつ、築造面積が2,000平方メートル未満のもの
		第6条第1項第4号及び第5号に掲げる工作物	全てのもの
景観	空港臨海部景観形成重点地区	第6条第1項第1号に掲げる工作物	工作物の高さが15メートル未満のもの

形成重点地区		第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物	工作物の高さが15メートル未満で、かつ、築造面積が2,000平方メートル未満のもの
		第6条第1項第4号に掲げる工作物	全てのもの
	国分寺崖線景観形成重点地区	第6条第1項第1号に掲げる工作物	工作物の高さが10メートル未満のもの
		第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物	工作物の高さが10メートル未満で、かつ、築造面積が1,000平方メートル未満のもの
		第6条第1項第4号に掲げる工作物であって区が管理するもの以外のもの	全てのもの
		第6条第1項第5号に掲げる工作物	行為を行う区域の面積が3,000平方メートル未満のもの
	多摩川景観形成重点地区	第6条第1項第1号に掲げる工作物	工作物の高さが15メートル未満のもの
		第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物	工作物の高さが15メートル未満で、かつ、築造面積が1,000平方メートル未満のもの
		第6条第1項第4号に掲げる工作物	全てのもの
	呑川景観形成重点地区	第6条第1項第1号に掲げる工作物	工作物の高さが10メートル未満のもの
		第6条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物	工作物の高さが10メートル未満で、かつ、築造面積が1,000平方メートル未満のもの
		第6条第1項第4号に掲げる工作物	全てのもの

別表第4（第6条関係）

条例第11条第2項第1号から第3号までに係る届出を要しない行為の規模

市街地等	行為	届出を要しない行為の規模
------	----	--------------

条例第10条第1項の規定による景観計画区域の区分	住環境保全市街地 住環境向上市街地 拠点商業市街地 地域商業市街地	条例第11条第2項第1号に掲げる行為	施行する土地の区域の面積（以下「造成面積」という。）が10ヘクタール未満のもの
	住工調和市街地 産業促進市街地 幹線道路沿道市街地	条例第11条第2項第2号及び第3号に掲げる行為	造成面積が15ヘクタール未満のもの
景観形成重点地区	空港臨海部景観形成重点地区	条例第11条第2項第1号及び第2号に掲げる行為	全てのもの
		条例第11条第2項第3号に掲げる行為	造成面積が15ヘクタール未満のもの
	国分寺崖線景観形成重点地区	条例第11条第2項第1号から第3号までに掲げる行為	造成面積が3,000平方メートル未満のもの
	多摩川景観形成重点地区	条例第11条第2項第1号から第3号までに掲げる行為	全てのもの
	呑川景観形成重点地区	条例第11条第2項第1号から第3号までに掲げる行為	全てのもの

別記

第1号様式（第5条関係）

（第1面）

景観計画区域における行為の届出書			
年 月 日			
(宛先) 大田区長			
届出者（事業主）住所			
氏名 <span style="float: right;">㊟</span>			
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕			
景観法第16条第1項の規定により届け出ます。			
計画名称			
行為の場所	地名地番	大田区	
	住居表示	(未定の場合は、旧住居表示を記入) 大田区	
区域区分	市街地	<input type="checkbox"/> 住環境保全 <input type="checkbox"/> 住環境向上 <input type="checkbox"/> 拠点商業 <input type="checkbox"/> 地域商業 <input type="checkbox"/> 住工調和 <input type="checkbox"/> 産業促進 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道	
	景観形成重点地区	<input type="checkbox"/> 空港臨海部 <input type="checkbox"/> 国分寺崖線 <input type="checkbox"/> 多摩川 <input type="checkbox"/> 呑川 <input type="checkbox"/> 該当なし	
	景観資源	<input type="checkbox"/> 坂道 <input type="checkbox"/> 海・河川・運河等 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 文化財等 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当なし	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	
連絡先（設計者等）	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		ファクシミリ番号
添付書類等 （添付したものにチェック ☑してください。）	<input type="checkbox"/> 景観形成基準に対する措置状況説明書 <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 計画概要書 <input type="checkbox"/> 完成予想図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 屋上又は屋根の平面図 <input type="checkbox"/> 平面図（基準階ごと） <input type="checkbox"/> 立面図（4面着色） <input type="checkbox"/> 断面図（2面） <input type="checkbox"/> 外構図 <input type="checkbox"/> 緑化計画図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 設計工程表 <input type="checkbox"/> 参考資料（必要に応じて添付） <input type="checkbox"/> 委任状（任意）		

注1 設計又は施工方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に該当することとなるもの以外は、別記第2号様式により変更の届出をしてください。	大田区受付欄
2 行為の完了後は、速やかに別記第4号様式により完了の報告をしてください。	

## (第2面)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	届出対象行為の内容				
		区分	新築・増築・改築・移転・ 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
		用途	高さ	m	階数	階
		敷地面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色	色相( )/明度( )/彩度( )		
			強調色	色相( )/明度( )/彩度( )		
			屋根色	色相( )/明度( )/彩度( )		
		許可等を取得する他法令の名称				
		(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区分	新設・増築・改築・移転・ 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
			用途	築造面積		m <sup>2</sup>
	高さ		m			
	外観色彩のマンセル値		外観基本色 色相( )/明度( )/彩度( )			
	許可等を取得する他法令の名称					
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)		開発区域の面積	m <sup>2</sup>	構築する施設	
		法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m	
		許可等を取得する他法令の名称				
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(条例第11条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積	m <sup>2</sup>			
		構築する施設				
		法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m	
		許可等を取得する他法令の名称				
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(条例第11条第2項第2号)	施行する土地の区域の面積	m <sup>2</sup>			
		構築する施設				
		法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m	
許可等を取得する他法令の名称						
(6) 水面の埋立て又は干拓(条例第11条第2項第3号)	施行する土地の区域の面積	m <sup>2</sup>				
	構築する施設					
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m		
	許可等を取得する他法令の名称					

## (第3面)

事前協議 の経緯	事前協議書の提出日	年 月 日 ( 第 号)	
		(東京都景観条例第20条に規定する協議を要する場合)	
	年 月 日 ( 第 号)		
	都からの助言及びそれに対する措置の概要	(東京都景観条例第20条に規定する協議を要する場合)	
景観に関する情報の提供	種別	<input type="checkbox"/> 説明会 ( 回) <input type="checkbox"/> 個別訪問	
	情報提供を行った日又は期間は	年 月 日～ 年 月 日	人数 人
	使用した図書		
	出された意見及びそれに対する意見		
備考			

第2号様式（第8条関係）

景観計画区域における行為の変更届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> (宛先) 大田区長 届出者（事業主）住所 氏名 <span style="float: right;">⑩</span> 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 景観法第16条第2項の規定により届け出ます。	
景観計画区域における行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号
計画名称	
行為の場所	地名地番 大田区
	住居表示 (未定の場合は、旧住居表示を記入) 大田区
区域区分	市街地 <input type="checkbox"/> 住環境保全 <input type="checkbox"/> 住環境向上 <input type="checkbox"/> 拠点商業 <input type="checkbox"/> 地域商業 <input type="checkbox"/> 住工調和 <input type="checkbox"/> 産業促進 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道
	景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> 空港臨海部 <input type="checkbox"/> 国分寺崖線 <input type="checkbox"/> 多摩川 <input type="checkbox"/> 呑川 <input type="checkbox"/> 該当なし
	景観資源 <input type="checkbox"/> 坂道 <input type="checkbox"/> 海・河川・運河等 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 文化財等 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当なし
設計又は施行方法の変更の概要	変更前
	変更後
変更理由	
(注意) 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。	大田区受付欄

（表）

景観計画区域における行為の事前協議書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年      月      日</div> （宛先）大田区長 届出者（事業主）住所 氏名 <span style="float: right;">⑩</span> 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 大田区景観条例第13条の規定により事前協議します。			
計画名称			
行為の場所	地名地番	大田区	
	住居表示	（未定の場合は、旧住居表示を記入） 大田区	
区域区分	市街地	<input type="checkbox"/> 住環境保全 <input type="checkbox"/> 住環境向上 <input type="checkbox"/> 拠点商業 <input type="checkbox"/> 地域商業 <input type="checkbox"/> 住工調和 <input type="checkbox"/> 産業促進 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道	
	景観形成重点地区	<input type="checkbox"/> 空港臨海部 <input type="checkbox"/> 国分寺崖線 <input type="checkbox"/> 多摩川 <input type="checkbox"/> 呑川 <input type="checkbox"/> 該当なし	
	景観資源	<input type="checkbox"/> 坂道 <input type="checkbox"/> 海・河川・運河等 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 文化財等 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当なし	
特定大規模建築物等	建築物	<input type="checkbox"/> 高さ45m以上 <input type="checkbox"/> 延べ床面積1万㎡以上	
	工作物	<input type="checkbox"/> 高さ45m以上	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 面積5,000㎡以上
	その他		
行為の期間	着手予定日	年      月      日	
	完了予定日	年      月      日	
連絡先（設計者等）	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		ファクシミリ番号
添付書類等（添付したものにチェック☑してください。） <input type="checkbox"/> 景観形成基準に対する措置状況説明書 <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 計画概要書 <input type="checkbox"/> 完成予想図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 屋上又は屋根の平面図 <input type="checkbox"/> 平面図（基準階ごと） <input type="checkbox"/> 立面図（4面着色） <input type="checkbox"/> 断面図（2面） <input type="checkbox"/> 外構図 <input type="checkbox"/> 緑化計画図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 設計工程表 <input type="checkbox"/> 参考資料（必要に応じて添付） <input type="checkbox"/> 委任状（任意）			大田区受付欄

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	届出対象行為の内容				
		区分	新築・増築・改築・移転・ 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
		用途	高さ	m	階数	階
		敷地面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色	色相( )/明度( )/彩度( )		
			強調色	色相( )/明度( )/彩度( )		
			屋根色	色相( )/明度( )/彩度( )		
		許可等を取得する他法令の名称				
		(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区分	新設・増築・改築・移転・ 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
			用途	築造面積		
	高さ		m			
	外観色彩のマンセル値		外観基本色 色相( )/明度( )/彩度( )			
	許可等を取得する他法令の名称					
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)		開発区域の面積	m <sup>2</sup>	構築する施設	
		法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m	
		許可等を取得する他法令の名称				
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(条例第11条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積	m <sup>2</sup>			
		構築する施設				
		法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m	
		許可等を取得する他法令の名称				
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(条例第11条第2項第2号)	施行する土地の区域の面積	m <sup>2</sup>			
		構築する施設				
		法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m	
許可等を取得する他法令の名称						
(6) 水面の埋立て又は干拓(条例第11条第2項第3号)	施行する土地の区域の面積	m <sup>2</sup>				
	構築する施設					
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m		
	許可等を取得する他法令の名称					

第4号様式（第10条関係）

景観計画区域における行為の完了報告書 年 月 日 (宛先) 大田区長 届出者（事業主）住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 大田区景観条例第14条の規定により報告します。			
景観計画区域における行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号	
計画名称			
行為の場所	地名地番	大田区	
	住居表示	(未定の場合は、旧住居表示を記入) 大田区	
区域区分	市街地	<input type="checkbox"/> 住環境保全 <input type="checkbox"/> 住環境向上 <input type="checkbox"/> 拠点商業 <input type="checkbox"/> 地域商業 <input type="checkbox"/> 住工調和 <input type="checkbox"/> 産業促進 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道	
	景観形成重点地区	<input type="checkbox"/> 空港臨海部 <input type="checkbox"/> 国分寺崖線 <input type="checkbox"/> 多摩川 <input type="checkbox"/> 呑川 <input type="checkbox"/> 該当なし	
	景観資源	<input type="checkbox"/> 坂道 <input type="checkbox"/> 海・河川・運河等 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 文化財等 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当なし	
行為の完了年月日		年 月 日	
連絡先（設計者等）	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		ファクシミリ番号
(注意) 行為が完了した状況を示す写真（建築物の外観及び外構を写したもので、撮影位置を記入したもの）を添付してください。		大田区受付欄	

第5号様式（第11条関係）

第 年 月 日  
号

届出者（事業主）様

大田区長

（氏名）

印

勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により下記の措置を執ることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、大田区景観条例第16条第1項の規定により氏名、名称その他必要な事項を公表する場合があります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 執るべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先 (担当部課係名)

第6号様式（第11条関係）

<p>勧告に対する意見書</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>(宛先) 大 田 区 長</p> <p style="text-align: center;">届出者（事業主）住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 100px;">             法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名         </div> <p>大田区景観条例第16条第2項の規定により提出します。</p>	
計画名称	
行為の場所	地名地番      大田区
	住居表示 <small>(未定の場合は、旧住居表示を記入)</small> 大田区
区域区分	市街地 <input type="checkbox"/> 住環境保全 <input type="checkbox"/> 住環境向上 <input type="checkbox"/> 拠点商業 <input type="checkbox"/> 地域商業 <input type="checkbox"/> 住工調和 <input type="checkbox"/> 産業促進 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道
	景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> 空港臨海部 <input type="checkbox"/> 国分寺崖線 <input type="checkbox"/> 多摩川 <input type="checkbox"/> 呑川 <input type="checkbox"/> 該当なし
	景観資源 <input type="checkbox"/> 坂道 <input type="checkbox"/> 海・河川・運河等 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 文化財等 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当なし
意見及び理由	
備考	大田区受付欄

景観計画区域における行為の通知書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     年      月      日                 </div> （宛先）大田区長 通知者（事業主）住所 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     団体名                      代表者                 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> </div> 景観法第16条第5項の規定により通知します。			
計画名称			
行為の場所	地名地番	大田区	
	住居表示	（未定の場合は、旧住居表示を記入） 大田区	
区域区分	市街地	<input type="checkbox"/> 住環境保全 <input type="checkbox"/> 住環境向上 <input type="checkbox"/> 拠点商業 <input type="checkbox"/> 地域商業 <input type="checkbox"/> 住工調和 <input type="checkbox"/> 産業促進 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道	
	景観形成重点地区	<input type="checkbox"/> 空港臨海部 <input type="checkbox"/> 国分寺崖線 <input type="checkbox"/> 多摩川 <input type="checkbox"/> 呑川 <input type="checkbox"/> 該当なし	
	景観資源	<input type="checkbox"/> 坂道 <input type="checkbox"/> 海・河川・運河等 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 文化財等 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当なし	
行為の期間	着手予定日	年      月      日	
	完了予定日	年      月      日	
連絡先（設計者等）	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		ファクシミリ番号
添付書類等 （添付したものにチェック <input checked="" type="checkbox"/> してください。）	<input type="checkbox"/> 景観形成基準に対する措置状況説明書 <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 計画概要書 <input type="checkbox"/> 完成予想図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 屋上又は屋根の平面図 <input type="checkbox"/> 平面図（基準階ごと） <input type="checkbox"/> 立面図（4面着色） <input type="checkbox"/> 断面図（2面） <input type="checkbox"/> 外構図 <input type="checkbox"/> 緑化計画図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 設計工程表 <input type="checkbox"/> 参考資料（必要に応じて添付） <input type="checkbox"/> 委任状（任意）		

注1 設計又は施工方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に該当することとなるもの以外は、別記第2号様式により変更の届出をしてください。  2 行為の完了後は、速やかに別記第4号様式により完了の報告をしてください。	大田区受付欄
--	--------

## (第2面)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	届出対象行為の内容				
		区分	新築・増築・改築・移転・ 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
		用途	高さ	m	階数	階
		敷地面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色	色相( )/明度( )/彩度( )		
			強調色	色相( )/明度( )/彩度( )		
			屋根色	色相( )/明度( )/彩度( )		
		許可等を取得する他法令の名称				
		(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区分	新設・増築・改築・移転・ 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
			用途	築造面積		
	高さ		m			
	外観色彩のマンセル値		外観基本色 色相( )/明度( )/彩度( )			
	許可等を取得する他法令の名称					
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)		開発区域の面積	m <sup>2</sup>	構築する施設	
		法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m	
		許可等を取得する他法令の名称				
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(条例第11条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積	m <sup>2</sup>			
		構築する施設				
		法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m	
		許可等を取得する他法令の名称				
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(条例第11条第2項第2号)	施行する土地の区域の面積	m <sup>2</sup>			
		構築する施設				
		法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m	
許可等を取得する他法令の名称						
(6) 水面の埋立て又は干拓(条例第11条第2項第3号)	施行する土地の区域の面積	m <sup>2</sup>				
	構築する施設					
	法面及び擁壁の高さ	m	法面及び擁壁の長さ	m		
	許可等を取得する他法令の名称					

(第3面)

事前協議の経緯(東京都景観条例第20条に規定する協議を要する場合)	事前協議書の提出日	年 月 日 ( 第 号)	
	都からの助言及びそれに対する措置の概要		
景観に関する情報の提供	種別	<input type="checkbox"/> 説明会 ( 回) <input type="checkbox"/> 個別訪問	
	情報提供を行った日又は期間	年 月 日～ 年 月 日	人数 人
	使用した図書		
	出された意見及びそれに対する意見		
備考			

第8号様式（第13条関係）

（表）

第 年 月 日 号

届出者（事業主）様

大田区長

（氏名）印

変更命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により下記の措置を執ることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第102条第1号の規定により50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 執るべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先 (担当部課係名)

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
  
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第13条関係）

（表）

第 年 月 日 号

届出者（事業主）様

大田区長

（氏名）印

原状回復等命令書

第 号により通知した変更命令に係る措置が執られていないため、景観法第17条第5項の規定により下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置を執ることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第101条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 執るべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先 (担当部課係名)

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
  
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 10 号様式（第 13 条関係）

（表）

第 号	
身分証明書	
氏名	
上記の者は、景観法第 17 条第 7 項の規定による立入検査又は立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
大田区長（氏名）	印
55 ミリメートル	
90 ミリメートル	

（裏）

1 この証明書は、標記権限を行使する際に必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも掲示すること。
2 この証明書の有効期限は、発行の日から 年 月 日までとする。
3 この証明書は、景観法第 17 条第 7 項の規定による立入検査又は立入調査以外には使用しないこと。

第 11 号様式（第 14 条関係）

第 号  
年 月 日

届出者（事業主）様

大 田 区 長

（ 氏 名 ）  印

期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第 17 条第 4 項の規定により下記のとおり期間を延長したので通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

3 延長の理由

第 12 号様式（第 15 条関係）

指定提案書 年 月 日 (宛先) 大 田 区 長 提案者住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 景観法 第 20 条第 1 項又は第 2 項 第 29 条第 1 項又は第 2 項 の規定により下記の建造物（樹木）を景観重要建造物等に 指定することを提案します。 記	
建造物（樹木）の名称	
建造物（樹木）の所在地	
所有者の住所及び氏名 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
建築年又は樹齡	
設計者	
施工者	
外観の特徴	
提案理由 (景観上の重要性等)	
(注意) 建造物： 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真、景観法第 20 条第 1 項の合意又は同条第 2 項の同意を得たことを証する書類を添付してください。 樹木： 当該樹木の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真、景観法第 29 条第 1 項の合意又は同条第 2 項の同意を得たことを証する書類を添付してください。	大田区受付欄

第 13 号様式（第 16 条関係）

第 号  
年 月 日

届出者（事業主）様

大 田 区 長

（ 氏 名 ） 印

非指定通知書

景観法 第 20 条第 1 項又は第 2 項  
第 29 条第 1 項又は第 2 項 の規定により景観重要建造物等の指定の提案  
があった建造物（樹木）については、指定しないこととしたので、同法 第 20 条  
第 29 条  
第 3 項 の規定により下記のとおり通知します。  
第 3 項

記

- 1 建造物（樹木）の名称
- 2 建造物（樹木）の所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 建造物（樹木）の所有者の氏名及び住所
- 5 指定しない理由

第 14 号様式（第 17 条関係）

第 号  
年 月 日

届出者（事業主）様

大 田 区 長

（ 氏 名 ） 印

指定通知書

景観法 第 19 条第 1 項 の規定により下記の建造物（樹木）を景観重要建造物  
第 28 条第 1 項  
等に指定したので通知します。

記

- 1 景観重要建造物等の名称
- 2 景観重要建造物等の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 景観重要建造物等の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観等の特徴
- 7 景観法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲  
別添のとおり

第 15 号様式（第 19 条関係）

<p style="margin: 0;">現状変更許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(宛先) 大 田 区 長</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">申請者住所</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin: 0;"> <p style="margin: 0;">法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> </div> <p style="margin: 0;">景観重要建造物等の現状変更の許可を受けたいので、景観法 <span style="float: right;">第 22 条第 1 項</span>  <span style="float: right;">第 31 条第 1 項</span> の規定により                  下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>			
景観重要建造物等の名称			
景観重要建造物等の所在地			
指定番号	号		
指定年月日	年 月 日		
現状変更の場所			
現状変更行為の種類			
設計方法又は施行方法			
現状変更の理由			
設計者の住所及び氏名	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="margin: 0;">法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称</p> </div>		
施工者の住所及び氏名	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="margin: 0;">法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称</p> </div>		
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
<p>(注意)</p> <p>当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面、当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。</p>			大田区受付欄

第 16 号様式（第 19 条関係）

第 号  
年 月 日

届出者（事業主）様

大 田 区 長

（ 氏 名 ） 印

現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物等の現状変更  
については、景観法 第 22 条第 1 項 の規定により下記のとおり許可します。  
第 31 条第 1 項

記

- 1 景観重要建造物等の名称
- 2 景観重要建造物等の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 設計方法又は施行方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

第 17 号様式（第 20 条関係）

（表）

第 年 月 日 号

届出者（事業主）様

大 田 区 長

（ 氏 名 ） 印

原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法 第 22 条第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に  
より許可に付された条件 第 31 条第 1 項の規定又は同条第 2 項において  
準用する規定により許可に付された条件 に違反しているので、同法 第 23 条第  
1 項 第 32 条第  
1 項において準用する第 23 条第 1 項 の規定により下記のとおり原状回復又はこ  
れに代わるべき措置を執ることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 103 条の規定により 30 万円以下の罰  
金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要建造物等の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 執るべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先 (担当部課係名)

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
  
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 18 号様式（第 22 条関係）

滅失・毀損等届出書 年      月      日 (宛先) 大 田 区 長 届出者住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 滅失 下記のとおり景観重要建造物等が 毀損 したので、大田区景観条例第 19 条の規定により届け 出ます。 枯死 記	
景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の所在地	
指定番号	号
滅失、毀損又は枯死の事実が生じた日	年      月      日
滅失、毀損又は枯死の原因	
毀損の場所及び程度 (毀損の場合のみ記入)	
滅失、毀損又は枯死の事実を知った日	年      月      日
滅失、毀損又は枯死の後に執られた措置その他参考となる事項	
備考	大田区受付欄

第 19 号様式（第 23 条関係）

所有者等変更届出書	
年 月 日	
(宛先) 大 田 区 長	
届出者住所	
氏名 <span style="float: right;">⑩</span>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕                 </div>	
<p>下記のとおり景観重要建造物等の所有者等が変更したので、大田区景観条例第 20 条第 1 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の所在地	
指定番号	号
種別	<input type="checkbox"/> 景観法第 19 条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第 28 条に規定する景観重要樹木
変更前の所有者等の住所及び氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                         〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕                     </div>	
変更後の所有者等の住所及び氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                         〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕                     </div>	
変更年月日	年 月 日
変更の事由	
備考	大田区受付欄

第 20 号様式（第 23 条関係）

氏名等変更届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年      月      日                 </div>	
(宛先) 大 田 区 長 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     届出者住所                      氏名 <span style="float: right;">㊟</span>  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block; margin-left: 100px;">                         法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名                     </div> </div>	
下記のとおり景観重要建造物等の所有者等の氏名等を変更したので、大田区景観条例第 20 条第 2 項の規定により届け出ます。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     記                 </div>	
景観重要建造物等の名称	
景観重要建造物等の所在地	
指定番号	号
種別	<input type="checkbox"/> 景観法第 19 条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第 28 条に規定する景観重要樹木
所有者等の変更前の住所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕	
所有者等の変更後の住所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕	
所有者等の変更前の氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称〕	
所有者等の変更後の氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称〕	
変更年月日	年      月      日
変更の事由	
備考	大田区受付欄

第 21 号様式（第 24 条関係）

（表）

第 年 月 日 号

届出者（事業主）様

大 田 区 長

（ 氏 名 ） 印

管理に関する命令書

あなたが所有又は管理する景観重要建造物等は、管理が適当でないため滅失し、  
管理が大田区景観条例に従っ  
毀損し、又は枯死するおそれがある と認められるため、景観法第 26 条 の規定  
て適切に行われていない 景観法第 34 条 の規定  
により下記の措置を執ることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第 105 条の規定により 30 万円以下の過  
料に処されることがあります。

記

- 1 命令の対象となる景観重要建造物等の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 執るべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先 (担当部課係名)

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大田区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
  
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



第 23 号様式（第 25 条関係）

第 号  
年 月 日

届出者（事業主）様

大 田 区 長

（ 氏 名 ） 印

指定解除通知書

第 27 条第 1 項  
景観法 第 27 条第 2 項  
第 35 条第 1 項  
第 35 条第 2 項

の規定により下記の景観重要建造物等の指定を解除し

たので通知します。

記

- 1 景観重要建造物等の名称
- 2 景観重要建造物等の所在地
- 3 解除の理由

第 24 号様式（第 26 条関係）

<p>景観資源推薦書</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 大 田 区 長</p> <p>推薦者住所</p> <p>氏名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</div>	
<p>第 26 条第 2 項の規定により下記の物件を景観資源として選定することを推薦します。</p> <p>記</p>	
<p>物件の名称</p>	
<p>物件の所在地等</p>	
<p>推薦理由 (景観上の重要性等)</p>	
<p>次の図書等を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 物件等の敷地及び位置並びに敷地の周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面</li><li>2 道路その他の公共の場所から撮影した物件等の写真</li><li>3 その他必要と認める図書等</li></ol>	<p>大田区受付欄</p>

第 25 号様式 (第 27 条関係)

景観協定認可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> (宛先) 大田区長 申請者住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">                     法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名                 </div>					
景観協定の認可を受けたいので、景観法第 81 条第 4 項の規定により下記のとおり申請します。 記					
景観協定の名称					
土地所有者の人数	土地の所有者	土地の借地権者	景観法第 91 条第 1 項に規定する借主	景観法第 91 条第 2 項に規定する権利者	合計
	人	人	人	人	人
景観協定区域 (区域の所在地)	大田区				
景観協定区域隣接地 (隣接地の所在地)					
景観協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
添付書類	1 土地所有者等の全員が景観協定の締結に合意していることを証する書類 2 土地所有者等の全員の氏名及び住所、当該土地所有者等の有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地籍を示す書類 3 その他区長が必要と認める書類				

認可年月日	年 月 日	大田区受付欄
認可番号	号	



第 27 号様式（第 28 条関係）

景観協定変更（廃止）認可申請書 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>(宛先) 大田区長</span> <span>年 月 日</span> </div> <p style="text-align: center;">申請者住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名             </div> <p>景観協定の 変更 廃止 の認可を受けたいので、景観法第 84 条第 1 項 第 88 条第 1 項 の規定により下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
景観協定の名称						
景観協定の認可年月日		年 月 日				
景観協定の認可番号		号				
（変更の場合）変更後の土地所有者の人数 （廃止の場合）土地所有者の人数		土地の所有者	土地の借地権者	景観法第 91 条第 1 項に規定する借主	景観法第 91 条第 2 項に規定する権利者	合計
		人	人	人	人	人
変更事項	変更前					
	変更後					
景観協定廃止合意者の人数及び割合		人 %				
変更（廃止）の理由						
添付書類	変更の場合	1 土地所有者等の全員が景観協定の締結に合意していることを証する書類 2 土地所有者等の全員の氏名及び住所、当該土地所有者等の有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地籍を示す書類 3 その他区長が必要と認める書類				
	廃止の場合	土地所有者等の過半が廃止に合意していることを証する書類				
認可年月日		年 月 日			大田区受付欄	
認可番号		号				

第 28 号様式（第 28 条関係）

第 号  
年 月 日

届出者（事業主）様

大 田 区 長

（ 氏 名 ）

景観協定変更（廃止）認可決定通知書

景観法 第 84 条第 1 項 の規定により 変更 認可の申請があった景観協定について  
第 88 条第 1 項 廃止  
て認可したので、大田区景観条例施行規則第 28 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 景観協定の名称
- 2 申請年月日 年 月 日
- 3 認可年月日 年 月 日
- 4 認可番号 号
- 5 認可の理由